



令和3年度筑西市家庭教育だより

家庭教育のチカラ No.4



令和4年2月17日発行

2022年になり、早くも1か月がたちました。年が明けて早々に新型コロナウイルスの感染者が増え始め、連日新規感染者の人数が更新されているような状況になってしまいました。市教育委員会でも休校や学級閉鎖で対応をしていますが、まずは子どもたちの安全の確保を優先し、協力してこの状況を乗り切りたいところです。一人一人がこれまで以上の感染症対策を心がけましょう！

守られていますか？「子どもの権利」

感染拡大が続いている今日、社会全体が「コロナ不安」といった精神的な不安やストレスなど抱え、それらに起因するかのよう不安を増長させるような事件も続いています。中でもいたたまれないのは、児童虐待による死亡事件が相次いで起こっていることです。どのような事情があるにせよ、幼い命が奪われることは決してあってはならないことです。

令和2年度の児童相談所による児童虐待相談件数は20万5029件で、前年度より1万1249件増加し、過去最多を更新しました。(厚生労働省令和3年8月27日発表)私たちの社会には、今こうしている間にも、苦しみ、助けを求めている子ども達が大勢いるのです。また、これらは決して遠いところで起こっていることではなく、すぐとなりで起きているかもしれない、一つ間違えば自分も当事者になってしまう可能性のある身近な問題です。今回は、同世代の子を持つ親としても、ひとりの成人としても『子どもの権利』そして虐待につながりやすい『体罰』について考えてみましょう。

○『子どもの権利』とは

1989年、ユニセフ(国連)により『子どもの権利条約』が採択され、翌年、国際条約として発効しました。これは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子ども(18才未満の児童)におとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるものです。日本では1994年に批准・発効しています。

○『子どもの権利』は大きく分けて4つ

・生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど命が守られること。

・育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。

・守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

・参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。



生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

(引用：日本ユニセフホームページ)

○育児と子どもの権利

当然のことながら子どもは未発達な存在であり、親やそれに代わるものによる保護や育児が必要となります。従って子どもが自身の権利を行使するにあたっては、保護者や家庭が、その発達状況に応じて適切な指示及び指導を与えるという責任があります。つまり、子どもを育て、教育する上で保護者や家族が子どもの権利を正しく理解してそれらを保証しなければ、子どもの権利を守ることはできないということです。

○“子ども”と“親”はもともと別々の人格を持った人間

子育てをすると必ず直面する問題は、「子どもは、親の思ったとおりには動かない」というところです。子どもの面倒を見ているとつい勘違いしてしまうことなのですが、子どもは親の体の一部でも、親の所有物でもありません。『1つの人格を持った人間』へと成長する別の個体です。そのため、どれだけ親密な関係であったとしても意思のやり取りの中でずれが生じてしまい、完全にコントロールすることはできません。

○“子ども”は、成長の過程でたくさんの失敗やまちがいをするもの

子どもは未発達なため、日々の生活の中で様々な失敗やまちがいをします。それらは、ただネガティブなものではなく、成長過程ではとても大切な機会です。その時の保護者や家族の働きかけによって、子どもは多くのことを学ぶことができ、次のステージに進む原動力にすることができます。失敗やまちがいをただただ責めたり、逆に放置したりすることは、成長の機会を逃すだけでなく、心身の成長に悪い影響が生じます。

○体罰のおこる背景

このように『何度言っても言うことを聞かない・・・』『私の言うとおりにしないから失敗した・・・』といった場面はどの親子の間にも起こることでしょう。こんな事をしてしまったりしていませんか？

口で3回注意しても分からないので頬を叩いてしまった。宿題をしなかったので食事を与えなかった。大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせた。友達を殴ったので同じように子どもを殴った。子どもの存在を否定するようなことを言った。きょうだいなどを引き合いにしてけなした。

親や大人も人間なので感情的になってしまうこともあります。言うことを聞かない子どもに向かってつい・・・ということもあるかもしれません。しかしこれらは、子どもの心を深く傷つけてしまう行為であり、体罰の1つです。『子どもを甘やかすことにつながる』『厳しいけどしつけのひとつだから』と考えてしまうのも大変危険です。一時的におとなしくなったとしても、その行為をした親の意図は正確には伝わりません。

○しつけとは

『子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において 自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして 社会性を育む行為。』であり、子どもが一人の人間に成長する上で、極めて重要なものとなります。しかしながら、実行する上では子どもの人権を阻害する行為が無いか振り返る必要があります。下記に体罰等を防ぐための工夫を掲載いたしますので是非、参考にしてください。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらったという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことに関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてみましょう。
- 子どもが好きなことや楽し取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行った、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」 厚生労働省 より

『家庭教育応援ナビ』リニューアル! 子育て情報がいっぱい!

度々本紙において紹介している、県の『家庭教育応援ナビ』に新しいコンテンツが追加されました。4コマ漫画や、映像資料が追加されて子育てに必要な情報がさらに充実しています。スマートフォンでも閲覧できますので、右のQRコードで是非アクセスしてください!



【お問い合わせ】

筑西市教育委員会生涯学習課 (スピカビル3階)
家庭教育担当 山中・酒井

電話 0296-22-0182
メール shougak@city.chikusei.lg.jp

家庭教育応援ナビ